税整	通信日付	ヤロの:	年月日	- 1	(確認)		整	理	番	号	
務理 署欄	年	月	Ħ			_	1				

特定の事業用資	産	の買換	えの特例の適用に関す	る届出書	
	届	住 所 (納税地)	Ŧ		
	出	フリガナ		電 ()	
令和年月日提出	者	氏 名		話	
私が譲渡及び取得した下 たいので届出します。	記の	資産につい	ては、租税特別措置法第 37 条第1	項の規定の適用を受け	
			記		
1 □ 譲渡した資産 □	譲渡	する予定の資	資産 		

種類			
構造又は用途			
規 模 ・ 面 積			
所 在 地			
譲渡 (予定) 年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
譲渡価額			
取 得 費			

□ 取得した資産 □ 取得する予定の資産

種類											
構造又は用途											
規 模 ・ 面 積											
所 在 地											
取得 (予定) 年月日	年	三月	日		年	月	日		年	月	日
取 得 価 額											
租税特別措置法第 37 条 第1項の表の各号の区分	第	号		第		号		第		号	

その他参考となる事項

関与税理士	電話番号	

(注)

特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、租税特別措置法第37条第1項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。
 - (注) 租税特別措置法第37条第1項の規定は、この届出書の提出が無かった場合は、適用することができませんのでご注意ください。
- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産の譲渡の日(同日前に租税特別措置法第37条第1項各号の下欄に掲げる資産の取得(建設及び製作を含みます。)をした場合(先行取得の場合)には、当該資産の租税特別措置法第37条第1項に規定する取得の日)を含む三月期間の末日の翌日から2か月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
 - (注) 三月期間とは、1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで及び10月1日から12月31日までの各期間をいい、届出書の提出期限は以下のとおりとなります。

譲》	度の日(先行取得の場合は取得の日)	提出期限				
三	1月1日から3月31日まで	5月末日				
月	4月1日から6月30日まで	8月末日				
期	7月1日から9月30日まで	11 月末日				
間	10月1日から12月31日まで	翌年2月末日				

3 各欄は次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。

(1) 表題の「譲渡した資産」若しくは「譲渡する予定の資産」又は「取得した資産」若しくは 「取得する予定の資産」について、それぞれ該当する□にレ点を付してください。

なお、「譲渡する予定の資産」に該当する場合は「種類」欄、「所在地」欄及び「譲渡(予定)年月日」欄のみを、「取得する予定の資産」に該当する場合は「種類」欄、「所在地」欄及び「取得(予定)年月日」欄のみを、それぞれ記載してください。

- (2) 「種類」欄については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。
- (3) 「構造又は用途」欄については、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
- (4) 「規模・面積」欄については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ご との床面積を記載してください。
- (5) 「所在地」欄については、その資産が船舶である場合には、記載は必要ありません。
- (6) 「2 取得した資産・取得する予定の資産」の「租税特別措置法第37条第1項の表の各 号の区分」欄については、取得をした又は取得する予定である資産のその適用に係る租税特 別措置法第37条第1項の表の該当する号数を記載してください。